

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)883	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	預金払戻請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)488
裁判年月日	昭和 43 年 12 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 43 年 5 月 28 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 93 号 767 頁		

判示事項	民法第一〇二三条と第四七八条との関係
裁判要旨	民法第一〇一三条の規程が適用される場合においても、第四七八条の規程が排除されるわけではない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人三森淳の上告理由第一点について。 <u>民法一〇一三条の規定が適用される場合においても、取引の安全をはかる見地から設けられた民法四七八条の規定が排除されるものでないとした原判決（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）の解釈は、当審も正当としてこれを是認することができる。</u> 原判決には、所論のような違法はなく、所論は採用しがたい。 同第二点について。 原判決がその挙示の証拠により確定した事実によれば、訴外Dの本件預金の払戻の請求に 応じて、被上告人が同人に対してした払戻は、いわゆる債権の準占有者に対する弁済であつて 有効であるとした原審の結論は、当審も、正当としてこれを是認することができる。 原判決には、所論のような違法はなく、所論は、結局、原審の専権に属する証拠の取捨、判 断、事実の認定を非難するに帰し、採用しがたい。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決 する。 (裁判長裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)

※参考：判例時報 546 号 66 頁